

国による伊勢湾の水生生物保全環境基準の類型指定について

1 経過

水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）は、平成15年11月環境省告示第123号（水質汚濁に係る環境基準について）で設定された。

水生生物保全環境基準に係る水域類型の各公共用水域への指定は、伊勢湾等の政令で定める水域については国が行うこととされている。

国は、水域類型の指定について、平成16年8月に中央環境審議会に諮問し、中央環境審議会では平成22年6月までに第4次答申まで行っている。

第4次までの答申を受け、国は河川の水域類型の指定は全て終了し、海域は東京湾についてのみ指定済みである。

伊勢湾については、平成22年6月から専門委員会で審議され、パブリックコメントも実施し、平成24年3月に第5次答申がなされた。

第5次答申を受け、平成24年11月2日に水域類型の指定がされた。

2 中央環境審議会審議経過

（諮問）

平成16年8月27日 環境大臣から中央環境審議会に諮問
中央環境審議会から水環境部会への付議

（伊勢湾の類型指定に係る審議会の審議経過）

平成22年6月24日 第20回水生生物保全環境基準類型指定専門委員会（伊勢湾水域の状況について等）

平成22年9月29日 第21回専門委員会（伊勢湾における産卵場・生育場の状況について等）

平成23年2月2日 第22回専門委員会（第5次報告案について等）

平成23年8月31日 第23回専門委員会（パブコメ結果、第5次報告案について等）

（パブリックコメント）

平成23年3月29日～平成23年4月29日

（審議会の答申の経過）

平成18年4月28日 第1次答申（北上川、多摩川、大和川、吉野川の類型指定）

平成20年6月17日 第2次答申（利根川等9河川、霞ヶ浦等3湖沼、東京湾の類型指定）

平成21年7月21日 第3次答申（木曽川、天竜川等10河川、琵琶湖の類型指定）

平成22年6月14日 第4次答申（信濃川、阿武隈川等10河川の類型指定）

平成24年3月7日 第5次答申（東京湾の特別域の追加、伊勢湾の類型指定）

3 伊勢湾における水生生物保全環境基準の類型指定の概要

水域名	水域	類型	達成期間	備考
伊勢湾	伊勢湾（イ）～（ト）を除く全域 （三河湾を除く）	海域生物 A	イ	
伊勢湾（イ）	藤前干潟	海域生物特 A	イ	別記 1
伊勢湾（ロ）	木曾川河口付近	海域生物特 A	イ	別記 2
伊勢湾（ハ）	知多半島北部の浅場	海域生物特 A	イ	別記 3
伊勢湾（ニ）	鈴鹿・津地先の浅場	海域生物特 A	イ	別記 4
伊勢湾（ホ）	知多半島南部の浅場	海域生物特 A	イ	別記 5
伊勢湾（ヘ）	松阪・伊勢地先の浅場	海域生物特 A	イ	別記 6
伊勢湾（ト）	湾口	海域生物特 A	イ	別記 7

別記 1

愛知県名古屋市港区空見町空見ふ頭内南西部フェリーふ頭西端の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡木場金岡ふ頭北東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

別記 2

愛知県弥富市富浜鍋田ふ頭南東端の陸地の地点と同地点から南東 670m の地点（北緯 35 度 00 分 38 秒、東経 136 度 48 分 00 秒）を結ぶ線、三重県三重郡川越町高松海岸南西端の陸地の地点を基点とする水深 10m の等深線及び陸岸により囲まれた海域

別記 3

富具崎港南西端の陸地の地点と同地点から西方 500m の地点（北緯 34 度 45 分 51 秒、東経 136 度 50 分 01 秒）を結ぶ線、同港西防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、小鈴谷漁港（小鈴谷地区）北防波堤先端と同港（小鈴谷地区）南防波堤先端を結ぶ線、同港（大谷地区）北防波堤先端と同港（大谷地区）南防波堤先端を結ぶ線、苅屋漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、常滑港南防波堤（りんくう町）先端と同港南防波堤（保示町）先端を結ぶ線、愛知県常滑市りんくう町中部臨空都市港湾部西防波堤先端と同港湾部南防波堤先端を結ぶ線、鬼崎漁港（榎戸地区）西防波堤先端と同港（榎戸地区）北防波堤先端を結ぶ線、同港（榎戸地区）北防波堤先端と同港（榎戸地区）南防波堤先端を結ぶ線、同港（蒲池地区）北防波堤先端と同港（蒲池地区）南防波堤先端を結ぶ線、大野漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、愛知県知多市大草の陸地の地点（北緯 34 度 56 分 53 秒、東経 136 度 49 分 35 秒）と同地点から西方 2500m の地点（北緯 34 度 56 分 53 秒、東経 136 度 48 分 00 秒）を結ぶ線、水深 15m の等深線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、中部国際空港船着場北東端の陸地の地点と同船着場南東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）

別記 4

三重県四日市市三田町南東端の陸地の地点と同地点から東方 400m の地点（北緯 34 度 56 分 13 秒、東経 136 度 40 分 22 秒）を結ぶ線、磯津漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、楠漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、鈴鹿漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、若松漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、千代崎港防波堤 1 号先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、白子漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、河芸漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、白塚漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、津なぎさまち船着場北防波堤先端と同船

着場南防波堤先端を結ぶ線、津松阪港（津港区）にえ崎防波堤先端と岩田川北防波堤先端を結ぶ線、三重県津市雲出鋼管町北西端の陸地の地点と同地点から北東 1500mの地点（北緯 34 度 42 分 06 秒、東経 136 度 32 分 42 秒）、水深 10mの等深線及び陸岸により囲まれた海域

別記 5

伊良湖岬と同地点から南南西 1750mの地点（北緯 34 度 33 分 51 秒、東経 137 度 00 分 33 秒）を結ぶ線、同岬と篠島南端を結ぶ線、同島北端と羽豆岬を結ぶ線、豊浜港（小佐地区）西防波堤先端と同港（小佐地区）東防波堤先端を結ぶ線、同港（豊浜地区）西防波堤先端と同港（豊浜地区）南知多町豊浜造船所北西端の陸地の地点を結ぶ線、同港（中州地区）西防波堤先端と同港（中州地区）東防波堤先端を結ぶ線、山海漁港東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、内海港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、富具崎港南西端の陸地の地点と同地点から西方 500mの地点（北緯 34 度 45 分 51 秒、東経 136 度 50 分 01 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南東 8500mの地点（北緯 34 度 42 分 57 秒、東経 136 度 53 分 27 秒）を結ぶ水深 10mの等深線、同地点と同地点から南方 12500mの地点（北緯 34 度 36 分 11 秒、東経 136 度 53 分 30 秒）を結ぶ線、同地点を基点とする水深 30mの等深線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、篠島漁港北内防波堤先端と同港釣り堀堤防先端を結ぶ線、同港埋立地南西端の陸地の地点と同港南内防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）

別記 6

三重県津市雲出鋼管町東端の陸地の地点と同地点から北東 170mの地点（北緯 34 度 40 分 25 秒、東経 136 度 33 分 33 秒）を結ぶ線、香良州漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、松ヶ崎漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、獺師漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、津松阪港（松阪港区）西防波堤先端と同港（松阪港区）東防波堤先端を結ぶ線、松名瀬港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、下御糸漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、大淀漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、村松漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、松下漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、三重県鳥羽市小浜町北東端の陸地の地点と浮島南端を結ぶ線、水深 10mの等深線及び陸岸により囲まれた海域

別記 7

大王崎と同地点から北東 30000mの地点（北緯 34 度 33 分 33 秒、東経 137 度 00 分 23 秒）を結ぶ線、同地点と小築海島北端を結ぶ線、同地点と浮島東端を結ぶ線、同島南端と三重県鳥羽市小浜町北東端の陸地の地点を結ぶ線、小浜漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、石鏡漁港 1 号防波堤先端と同港 2 号防波堤先端を結ぶ線、国崎漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、相差漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、安乗漁港西側岸壁北端と同港弁天防波堤先端を結ぶ線、国府漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、甲賀漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、名田漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、波切港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、坂手漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、桃取漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、舟越漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、答志漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、和具（答志）漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、神島漁港北防波堤先端と同港 2 号南防波堤先端を結ぶ線及び陸岸並びに菅島漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）

参考：伊勢湾における水生生物保全環境基準の類型指定図

